

川崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 26 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 70 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第246号の2中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同条第246号の3中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改め、同条第275号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「容積率」を「容積率又は各部分の高さ」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第246号の2及び第246号の3の改正規定は、公布の日から施行する。